

8月延期分を開催

いけだ・いらっしゃいフェスティバル

夏に中止となった池田市民カーニバルのメイン事業「いけだ・いらっしゃいフェスティバル」について、日時を変えて開催します。今年は猪名川運動公園を会場に、夜店やステージイベントが行われます。思い出づくりに、ぜひお誘い合わせの上ご来場ください。

時 11月23日(祝)午後1時～6時 **場** 猪名川運動公園 北多目的広場

内 夜店、歌や踊りのライブなど ※詳細は市ホームページをご覧ください。会場内が混み合わないよう入場制限を行う場合があります。



同時開催

3時間耐久自作三輪車レース in IKEDA

～チームの絆で走り切れ!!～

事業内容

池田市内在住の小学4年生から中学3年生までの友達や仲間で構成される5人を1チームとして編成し、各チームで三輪車を作成して耐久レースを実施します。

その中で参加者たちは、チームで完走するまでに起こるそれぞれのチームでの事象を共有し、困難を乗り越え、完走をめざします。

参加チーム募集



問い合わせは空港・観光課 ☎754・6244

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

3回目接種について

2回目接種を受けた後、おおむね8カ月以上経過した方を対象に、3回目接種を行うことが国から示されました。しかし、3回目接種の対象者、ワクチンの種類、具体的な接種間隔、スケジュールなどの詳細は決まっていません。国から情報が入り次第、広報誌や市ホームページでお知らせします。

皆さまへのお願い

ワクチンを接種しても、新型コロナウイルスに感染しないわけではありません。あくまで重症化を予防する効果が期待されるものです。接種後も引き続き、感染症予防対策の徹底をお願いします。

10代・20代男性の方へ

モデルナ社製ワクチンの1回目をすでに接種された方も2回目はファイザー社製ワクチンを希望できます。接種には1回目接種から27日の間隔をあける必要があります。希望者は市コールセンターにご連絡ください。

※日程調整が必要です。本人または保護者が希望する場合は、モデルナ社のワクチン接種も可能です。

注意 上記対象者は10月18日現在、10代・20代男性のみとなります。ご了承ください。

問い合わせは市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570・070・767
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝・休日を含む)



教室名	内容	日程/会場	定員	参加費
エイジレスバレエ・ストレッチ体験教室	クラシックバレエをベースとしたストレッチで体幹を鍛え、美しい姿勢を保ち、いつまでも健康に自分の足で歩くことをめざすプログラム。	12月6・20日、令和4年1月17・31日、2月7・21日の月曜日午後2時～3時30分(全6回) 会場：Studio mana(菅原町3-1 ステーションN)	12人	3,000円
木工クラフト教室	木の特性や道具の使い方を学び、スプーンやフォークなど誰かに贈りたくなる作品の制作に取り組むプログラム。	11月26日、12月10・24日、令和4年1月7・21日、2月4日の金曜日午前10時30分～午後0時30分(全6回) 会場：池田阪急ビル(栄町2-1) ※第4回以降の会場は変更予定。	20人	3,000円

対 原則、市内在住のおおむね65歳以上の方 **申** 各プログラム初回の5日前までに、電話またはインターネットから「いつもyobouいけだ」運営事務局(いきいきライフ阪急阪神内) ☎0798・78・2753 (午前10時～午後5時、土・日曜日、祝日を含む)



問い合わせは地域支援課 ☎754・6288

STOP! 女性への暴力

11月12日(金)～25日(木)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。また、11月25日(木)は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

家庭内でも、対等な関係で行われるけんかではなく、支配関係にある夫から妻(妻から夫)に対して、一方的に暴力を振るうことはDVにあたります。夫

婦間だから許されるということはありません。

市では、女性のための相談窓口やDV被害者らの緊急一時保護・避難支援制度などを設けています。一人で悩まずご相談ください。また、同期間に合わせて「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示を行います。

「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示

時 11月16日(火)～25日(木) **場** 市役所1階ロビー
内 「ケンカとDVの違い」「暴力の形態」「デートDV」などについての解説や各種啓発冊子の展示

問い合わせは人権・文化国際課 ☎754・6231

—住まなくなった家、登録しませんか— 「池田市空き家バンク」制度

空き家をお持ちの方で、「貸したい、売りたい」という方からの物件の登録を募集しています。

対 市内の空き家(戸建て・兼用住宅など)の所有者とその代理者 ※登録には「物件の相続登記が済んでいる」などの条件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

空き家バンクに関する補助制度

予算の範囲内で以下の補助を実施しています。

内 容	対 象	補助額
空き家バンク仲介手数料補助 本市空き家バンクに登録をした物件の売買契約または賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none"> ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・売買、賃貸の契約を親族と締結していない ・所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり) 	売買契約で最大20万円 賃貸契約で最大5万円
空き家バンクインスペクション補助 空き家バンクに登録をした物件にインスペクションを実施する所有者に対して補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 <ul style="list-style-type: none"> ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・昭和56年5月31日以前に建てられた場合、耐震診断を実施している ・インスペクションの結果を外部に公表することについて所有者が同意している ・所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり) 	最大5万円

池田市空き家バンク制度とは

市内への移住・定住と地域の活性化を図るため、空き家の所有者と利用希望者との結びつきを、市がお手伝いする制度。

同バンクに登録された空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望する方へ情報提供します。また、不動産・建築などの専門家と連携し、空き家所有者の方が抱えるさまざまな相談にも対応します。



問い合わせは都市政策課 ☎754・6283